

生前贈与は慎重に！ ①



最近の週刊誌の見出しに、こんなタイトルを見つけました。

「今年の12月31日までに生前贈与しないと損します！」

これとは反対に、「子供に財産を渡すと、大変な目に！」のようなものも。

どっちが本当なんでしょう？

ここは、慌てずにじっくり考えてみましょう！

※贈与税・相続税の具体的な税額などについては、税理士に御相談ください。

相続税と贈与税

相続の時に遺産を渡すのか？生前に贈与した方が良いのか？

決断する前に、相続税と贈与税を簡単に比較してみましょう！

	贈与税	相続税
誰が税を納める？	財産をもらった人	・相続人 ・遺言などで財産をもらった人
税の対象になる財産は？	1月1日～12月31日の1年間にもらった財産の合計額	・亡くなった方が死亡した時に持っていた全ての財産。 ・亡くなる3年前までの間に贈与した額
基礎控除	110万円	3000万円 に 相続人×600万円 を加えた額

※基礎控除とは、税の対象になる財産額から引くことができる金額のことです。

贈与税の特例 … 贈与税の負担を軽くする制度

①	暦年贈与	1年間に贈与する金額を110万円以下にすること。
②	配偶者控除	結婚期間が20年以上の配偶者に、居住用不動産やその取得資金を贈与するときの優遇措置。
③	相続時精算課税制度	毎年の生前贈与の累計額を、相続時に精算する制度。
④	住宅取得資金の贈与の特例	子や孫が住宅を買う時の資金を提供する時の優遇措置。
⑤	教育資金一括贈与	子や孫の教育資金や、結婚・子育てにかかる資金を一括して贈与する制度。
⑥	結婚子育て資金一括贈与	

生前贈与は慎重に！ ②

贈与をする前に・・・

★ 生前贈与と相続を比べてみましたか？

贈与は、相続に比べて、様々な税金で負担が重くなっています。
もちろん、贈与税にも様々な特例が用意されており、上手に利用できれば「申告は必要だけれど、税負担は無い」ということもできます。
一方、相続税にも様々な軽減措置が用意されています。

★ 将来の相続の時にトラブルにならない対策をしましたか？

良かれと思って行った生前贈与が、相続発生時に思わぬトラブルにつながることはしばしばあります。中には、親戚づきあいが無くなってしまいう残念な結果に至ることも、少なくはありません。
ですから、贈与をする時には、税金対策だけではなく、相続トラブル等の面への検討もしてみてください。

贈与をする時の注意点

贈与をする時には、次の3つのキーワードを心に留め、慎重に行ってください！

① 理解！

・贈る人、受取る人の両方が、贈与に関わる制度を理解するようにしましょう。

② 納得！

・御家族みなさんが納得した上で、贈与するように努めましょう。

③ 記録！

・年月日、相手の人、贈与した物・金額、目的等について記録をとっておきましょう。

贈与契約書

贈与の内容を書類にし、贈る人と受取る人が署名・押印したものを贈与契約書と言います。

契約書を作成しなくても贈与の約束は法律上は有効です。

一方、契約書を作成すると、その約束を反故にするのは難しくなります（両者の合意があれば可能です）。

また、不動産の贈与や、負担付贈与を契約書にする場合には、印紙をはり消印をする必要も生じます（現金の贈与の場合は、印紙は不要です）。

贈与税への対応や、相続トラブルを防止するという観点からは、贈与契約書を作成した方が良い場合もあります。